

第8章 実現化に向けた仕組み

～パートナーシップによる景観まちづくりの推進～

1. 基本的な考え方

景観まちづくりは、行政だけの努力で実現するものではなく、市民、事業者、行政が目指すべき姿を共有し、それぞれの役割分担のもと連携・協働して取り組むこと、つまりパートナーシップによる景観まちづくりの推進が重要です。

また、景観は一朝一夕で形成されるものではなく、長い時間の中で取り組みを積み重ねていくことにより、はじめてその成果として地域固有の景観が保全・形成されるものです。そのため、個々の主体が役割を認識し、協働する中で、積極的、継続的に景観形成に取り組むことが必要です。

2. 主体別の役割

景観形成における「市民」、「事業者」、「行政」の役割は、景観法においても責務と役割が示されています。本市では、景観法の理念を踏まえ、「下関市景観基本計画」に基づき、主体別の役割を以下のとおりとします。

(1) 市民の役割

- ◇市民は、“まち”や“景観”に関心を持ち、生活環境に対するモラルを高めることとします。
- ◇市民は、まちづくりの主役として、積極的に良好な景観の保全・形成に努めることとします。
- ◇市民は、積極的に自宅周辺の美化や地域での景観形成活動等、身近な景観形成に努めることとします。
- ◇市民は、行政が行う景観形成に関する施策に協力することとします。
- ◇市民は、地域で積極的に良好な景観形成のためのルールをつくり、地域との調和に努めることとします。

(2) 事業者の役割

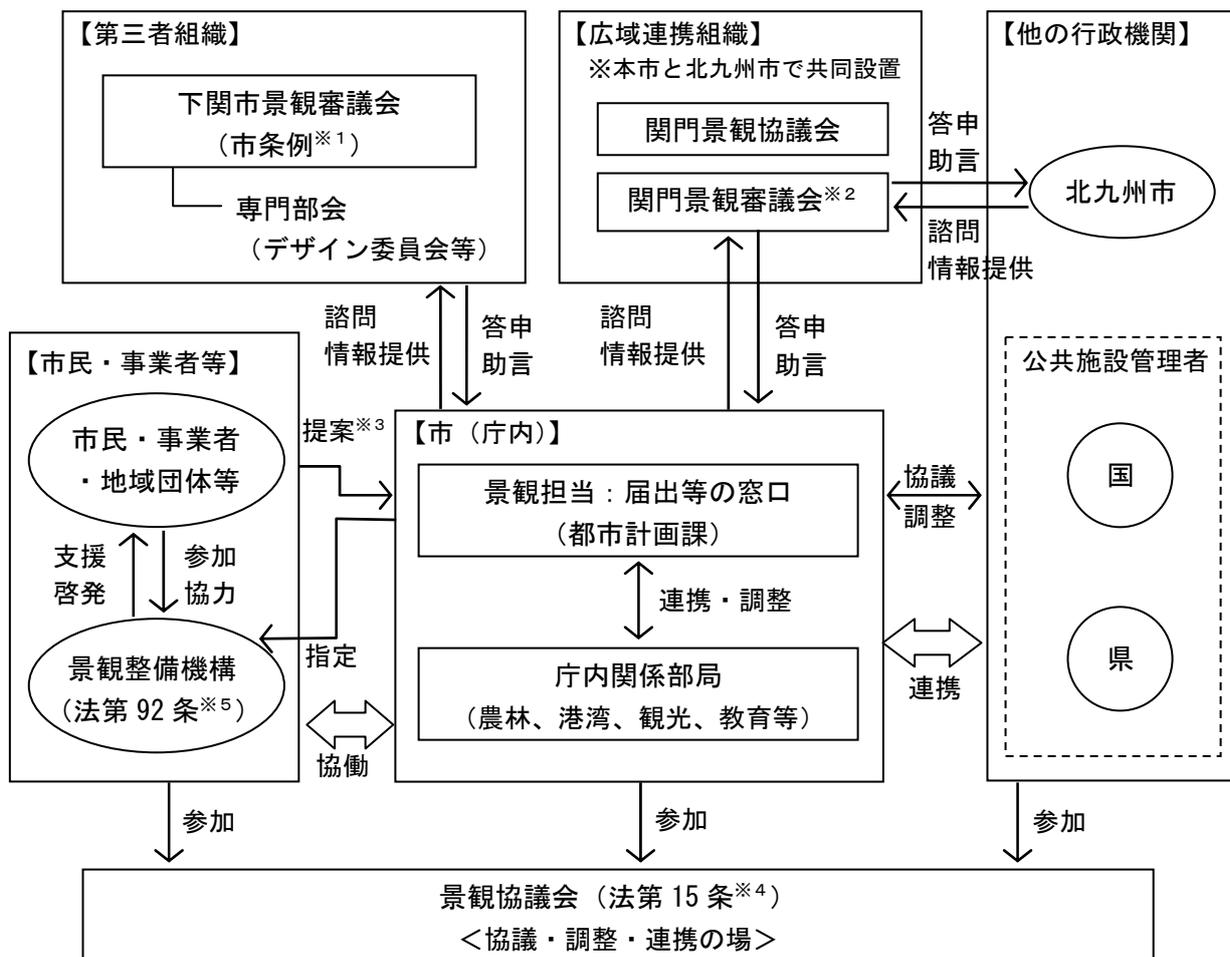
- ◇事業者は、地域住民との信頼関係を深め、積極的なまちづくりへの参加と協力、住民及び行政との連携を図ることとします。
- ◇事業者は、店舗・事業所周辺の美化に努めるとともに、地域の一員として、積極的に地域活動への参加、支援を行うこととします。
- ◇事業者は、事業活動において、良好な景観保全に支障を及ぼすことのないように努めることとします。

(3) 行政の役割

- ◇行政は、良好な景観を保全・形成するために、必要な施策を講じ、これを実施することとします。
- ◇行政は、市民及び事業者との協働の景観まちづくりを推進するための体制を整え、市民及び事業者に対する指導、助言、啓発、その他必要な支援を行うこととします。
- ◇行政は、景観形成に関する事業や計画の展開にあたっては、地域住民や事業者等の意見を十分に組み入れることとします。
- ◇行政は、良好な景観の保全・形成を図るため、財政上の措置、技術的な援助その他必要な措置を積極的に講じるよう努めることとします。
- ◇行政は、他の行政機関と連携を図り、協力して、良好な景観の保全、育成に取り組むこととします。

3. 景観まちづくりの推進体制

本市における景観まちづくりは、市民及び事業者との協働、国及び県との連携を図りながら、次の体制により推進していきます。



※1 「下関市景観条例」に基づく審議機関
 ※2 「関門景観条例」に基づく審議機関
 ※3 「景観法第11条」に基づく「住民提案制度」による行為
 ※4 「景観法第15条」に基づく協議機関
 ※5 「景観法第92条」に基づく組織

【協議・審査体制】

○住民による提案制度（景観法第11条関係）

- ・まちづくりや良好な景観形成等への住民の参加を促進するための、住民による景観計画の提案制度。

○景観協議会（景観法第15条）

- ・景観計画区域における良好な景観形成を図るために必要な協議を行うことのできる組織。多様な主体間での協議に基づく取組の連携を可能とする法定の協議会。

○景観協定（景観法第81条関係）

- ・景観計画区域における幅広い行為のコントロールを行うため、地域住民の合意により、実情に応じたきめ細かな基準を定める制度。市の認可を受けることで一定の効力が生まれ、永続性や安定性が担保される。

○下関市景観審議会（下関市景観条例）

- ・下関市景観条例に基づき、景観形成の重要な事項について、総合的な観点から調査、審議、提言を行う審議会。
- ・市民、市民団体、学識経験者、関係行政機関の代表等により構成される組織。

○デザイン委員会（下関市景観条例）

- ・下関市内における公共施設整備に関するデザイン等について、専門的観点からの調査、審議、提言を行う委員会。
- ・デザインや建築の専門家等で構成される組織。

○関門景観協議会（関門景観条例）

- ・北九州市と共同で設置する協議会。
- ・関門景観条例の運用に関する両市の連絡調整を図る組織。

○関門景観審議会（関門景観条例）

- ・北九州市と共同で設置する審議会にて、関門景観に関して、総合的な観点から調査、審議、提言を行う。
- ・景観に関する学識経験者等の委員により構成される組織。

【活動支援体制】

○景観整備機構（景観法第92条・93条）

- ・景観形成に関する具体的な事業等を実施するために、その担い手育成や主体として活動できる組織に対し、景観行政団体の長が指定することのできる組織。

○まちづくり団体等への補助金交付制度、表彰制度

- ・景観まちづくりに取り組んでいる市民団体等に対して、活動の円滑化、動機付けに資する支援や表彰を行う制度。